

令和8年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立成育医療研究センターにおける令和7年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数は845件、契約金額は163.3億円である。

そのうち、競争性のある契約は214件（25.3%）、59.4億円（36.4%）、競争性のない契約は631件（74.7%）、103.9億円（63.6%）となっている。

令和6年度と比較して、競争性のある契約件数が360件減少しているのは、契約業務の効率化等を踏まえ、令和7年度に随意契約の上限額を、物品購入は160万から300万に、役務は100万から200万に引き上げたためであり、これによって競争性のない随意契約の件数も302件増加し、金額も36.5億円増加している。

表1 令和7年度の国立成育医療研究センターの調達全体像 (単位：件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争 入札等	(62.3%) 567	(84.4%) 142.9	(25.1%) 212	(36.3%) 59.3	▲355	▲83.6
企画競争 ・公募	(1.3%) 7	(3.0%) 3.8	(0.2%) 2	(0.0%) 0.0	▲5	▲3.8
競争性のある 契約（小計）	(63.6%) 574	(87.4%) 146.7	(25.3%) 214	(36.4%) 59.4	▲360	▲87.3
競争性のない 随意契約	(36.4%) 329	(12.6%) 67.4	(74.7%) 631	(63.6%) 103.9	302	36.4
合 計	(100%) 903	(100%) 214.1	(100%) 845	(100%) 163.3	▲58	▲50.8

注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

不落随契については競争性のある契約に含めることとした。

- (2) 国立成育医療研究センターにおける令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおり、一者応札・応募の契約件数は94件（43.9%）、契約金額は22.3億円（37.5%）である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は減少しているが、システム保守等の特殊性・要求の高い契約や研究開発分野の契約については、特にそれぞれ固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性を求められるため、対応できる業者が少ないなどの理由から、一者応札・応募になる傾向がある。引き続き入札に参加しやすい環境の整備（入札仕様に係る参加者等級の拡大など）に取り組んでいく。

表2 令和7年度の国立成育医療研究センターの二者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較
2者以上	件数	389 (67.8%)	120 (56.1%)	▲269
	金額	69.6 (47.4%)	37.1 (62.5%)	▲32.5
1者以下	件数	185 (32.2%)	94 (43.9%)	▲91
	金額	77.2 (52.6%)	22.3 (37.5%)	▲54.9
合 計	件数	574 (100%)	214 (100%)	▲360
	金額	146.7 (100%)	59.4 (100%)	▲87.3

注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析を鑑み総合的な検討を行った結果、以下のとおり、医療機器、研究機器、業務委託及び公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめて調達することにより、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、次の①～④の取組を実施し、より適正な調達を目指す。

- ① 複数者の応札や新規取引業者を増やすため、引き続き当センターホームページに新規取引業者向け案内を掲載する。
- ② 原則、入札公告期間を10営業日以上確保する。
- ③ 契約内容の安全性を踏まえたうえで、入札仕様の緩和を図る。
- ④ 調達準備の早期着手（特に大型契約は12～18月前）により、競争性の向上・促進を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

一定額以上の契約を締結する案件については、法人内に設置した外部有識者を含む「契約審査委員会」で審議し、特に法人内の定めにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、調達手続方針に関する適当性等の観点について事前に点検を受けたうえで、必要な調達手続を実施することとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、当計画の策

定及び12月、3月及び6月に実施する自己評価に際して点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（一定金額以上の随意契約、2か年度連続の二者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要をホームページで公表する。

（3）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費等に関して不正使用防止及び適正な執行を行うため、不正防止計画等の諸規程に基づいた研修を毎年実施しており、令和8年度においても引き続き実施する。
- ② 契約事務担当者に対し、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底、契約事務担当者以外の職員が業者とのやりとりを確実に確認できる体制の整備等について定期的に確認を実施し、不正防止に努める。
- ③ 研究費適正実施調査室を設置し、特に研究費に関する適正使用の状況について確認する体制を強化し、不正防止に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を責任者とし、下記のメンバーにおいて調達等の合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	総務課長、企画経営課長、研究医療課長
事務局	調達企画専門職

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。